

# 豊橋市再開発推進団体補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、土地の健全かつ合理的な利用、都市機能の更新並びに都市及び生活環境の改善を図るため、再開発事業の初動段階における市街地再開発準備組合等の地元組織に対し、補助金を交付することにより、市民による自主的なまちづくりを推進することを目的とする。

## (補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、豊橋駅周辺地区市街地総合再生基本計画対象区域内における街区単位又は街区相当規模の地区（以下「対象地区」という。）内の宅地について所有権若しくは借地権を有する者（以下「地権者等」という。）又は借家権を有する者等が主体となって再開発による新しいまちづくりを推進することを目的として組織した団体で、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 対象地区を代表しうる団体として、当該地区内の過半数の地権者等により組織された研究会、協議会等の団体で、設立後継続して6ヶ月以上活動を続け、かつ、規約が定められているもの
- (2) 市街地再開発事業の実施準備を目的として、対象地区内の3分の2以上の地権者等によって組織された準備組合等の団体で、設立継続して3ヶ月以上活動を続け、かつ、規約又は定款が定められているもの

## (補助対象費用)

第3条 補助対象費用は、次のとおりとする。

- (1) 新しいまちづくりの調査、研究等に要する費用
- (2) 広報紙、パンフレット等の作成及び配布に要する費用
- (3) 集会、講習会、研究会等の開催に要する費用
- (4) 研究会の講師等の謝礼に要する費用
- (5) 先進都市視察の要する費用
- (6) 団体の運営に関する費用
- (7) その他市長が必要と認める事業に要する費用

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める費用の合計額の2分の1以内の額とする。ただし、第2条第1号に掲げる団体にあつては当該年度につき30万円、同条第2号に掲げる団体にあつては当該年度につき50万円を限度とする。

2 前項の補助金に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

## (補助対象期間)

第5条 市長は、一団体につき3年間を限度として、補助金を交付することができる。

ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

## (交付申請)

第6条 補助金の交付と受けようとする団体は、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 再開発推進団体補助金交付申請書 (様式第1)
- (2) 事業計画書 (様式第2)

- (3) 事業収支予算書 (様式第3)
- (4) 再開発推進団体参加者名簿 (様式第4)
- (5) 規約又は定款

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付申請があったときは、関係書類を審査し、補助金を交付すべきものを決定したときは、再開発推進団体補助金交付決定通知書(様式第5)により申請者に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第8条 市長は、補助金の交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた団体は、再開発推進団体補助金請求書(様式第6)を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(補助金の概算払い)

第10条 補助金の交付は、概算払いとする。

(補助金の経理)

第11条 補助金の交付を受けた団体(以下、「交付団体」という。)は、収支を明らかにした一定の帳簿を備え、随時提出できるよう、整備しておかなければならない。

(完了期限)

第12条 交付団体は、当該年度に係る補助事業を当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

(実績報告)

第13条 交付団体は、補助事業が完了したときから起算して20日を経過した日又は市の会計年度の末日までのいずれか早い期日までに、次に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業活動実績報告書 (様式第7)
- (2) 事業活動収支決算書 (様式第8)

(額の確定及び是正のための措置)

第14条 市長は、前条に基づく実績報告があったときは、書類の内容を審査し、補助金の額の確定を行うとともに、再開発推進団体補助金額確定通知書(様式第9)により交付団体に通知するものとする。

る。なお、補助金の趣旨に適合しないと認められるものがあるときは、是正のための措置をとるべきことを交付団体に命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付団体が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき、第8条各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(遅延利息)

第17条 交付団体は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(書類の保存)

第18条 交付団体は、補助事業に係る収入及び支出についての書類を5年間保存しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めのない事項については、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1)

再 開 発 推 進 団 体  
補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

豊橋市長 様

所在地  
団体名  
代表者名

印

年度再開発推進団体補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1. 地区名

2. 事業期間

3. 交付申請額 円

4. 算出基礎

補助対象費用総額 A	補 助 率 B	算 出 額 A × B	申 請 額
円	1 / 2	円	円

5. 補助事業の目的及び内容

(様式第2)

# 事業計画書

所在地  
団体名  
代表者名

印

1. 地区名  
(図面添付)

2. 事業期間

3. 地権者等及び関係権利者数

地権者等		関係権利者		合計
土地所有者	借地権者	借家権者	その他	
人	人	人	人	人

(注) 重複しているものは除く。

4. 現況

5. 事業方針(全体計画)

6. 今年度事業計画 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )

月 日	事 業 名	内 容

(様式第3)

## 事業収支予算書

所在地  
団体名  
代表者名

印

1. 地区名

2. 事業期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3. 収 入

区 分	予 算 額	説 明
	円	
合 計		

4. 支 出

区 分	予 算 額	説 明
	円	
合 計		

(様式第4)

## 再開発推進団体参加者名簿

団体名 ( )

NO	氏名	住所	権利区分	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

\*備考欄には、団体の役職を記入すること。

対象地区における再開発推進団体参加者の占める割合

項目	全体 (A)	参加者 (B)	割合 (B/A)
面積	m2	m2	%
地権者等	人	人	%

(様式第5)

第 号

再 開 発 推 進 団 体  
補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 名

年 月 日付けで申請のあった、再開発推進団体補助金については、豊橋市再開発推進団体補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

年 月 日

豊橋市長

印

記

1. 地区名

2. 事業期間

3. 年度交付金額 円

4. 交付条件

(1) 本経費は、補助金交付要綱に定めた目的以外に使用してはならない。

(2) 補助金の趣旨に適合しないと認めたときは、交付金の全部又は一部を返還させることがある。

(3) その他補助金交付要綱を遵守すること。

(様式第6)

再 開 発 推 進 団 体  
補 助 金 請 求 書

金額 円  
(地区名 : )

ただし、 年度再開発推進団体補助金として上記のとおり請求します。

年 月 日

豊橋市長 様

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 名

印

(様式第7)

# 事業活動実績報告書

年 月 日

豊橋市長

様

所在地

団体名

代表者名

印

年度事業活動実績を下記のとおり報告します。

記

1. 地区名

2. 事業期間

3. 活動実績

年 月 日	項 目	説 明

4. 再開発推進団体補助金の経費精算額（補助対象額）

円

(様式第8)

## 事業活動収支決算書

所在地  
団体名  
代表者名  
会計監査

印  
印

1. 地区名

2. 収入

区分	予算額	決算額	増減	摘要
	円	円	円	
合計				

3. 支出

区分	予算額	決算額	増減	摘要
	円	円	円	
合計				

(様式第9)

豊 第 号

## 再 開 発 推 進 団 体 補 助 金 額 確 定 通 知 書

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者 名

年 月 日付けで実績報告のあった 年度再開発推進団体補助金については、  
豊橋市再開発推進団体補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり額の確定をしたので通知し  
ます。

年 月 日

豊橋市長

印

記

1. 地区名

2. 確定補助金額 円

3. 交付決定補助金額 円

4. 精算額 円

豊橋市再開発推進団体  
補助金交付要綱